



Japan Association for Refugees

# for Refugees

難民支援協会 (JAR) ニュースレター Vol. 24 Mar. 2022

## Contents

- 難民の方々にとって「食べること」とは
- この冬の支援
- JAR活動紹介インタビュー vol.1【支援事業部：新島彩子】
- ウクライナへのロシアの侵攻により、多くの方が難民となっています。...ほか



COVER STORY

## 難民の方々にとって「食べること」とは ～心も満たす食の支援～

▲ JAR 事務所で食料をお渡しする様子。(モデルによる撮影)

長引くコロナ禍で、難民の方への対面での支援が制限される状況が続いています。この間、難民支援協会 (JAR) が特に力を入れて取り組んできたのが、「食」を通じた支援です。背景には、栄養バランスや宗教など個別のニーズに対応するだけでなく、心理的な安心を得てほしいというスタッフの思いがあります。

日本に逃れた難民の方には、来日直後から最低限の衣 (医)・食・住もままならないという方が多くいます。難民申請中は政府からの支援金を受けられる人もいますが、受給額は生活保護と比較して3分の2程度と限られています。食事に事欠く状況を回避するため、JARではこれまでも食料の支援を行ってきました。

食料支援には、食料の調達・保管、賞味期限の管理に加えて、豚肉やアルコールが禁止されているイスラム教など宗教上の理由や、健康上の理由から食べられない食材がある方も多いため、使用されている原材料をしっかり確認した上で適切な提供をすることが必要です。以前のJARでは、保管場所や予算の制限もある中、最低限おなかを満たすことができる食料をお渡しするのが精一杯でした。

2018年に移転した新しい事務所には、多くのスタッフの声を聞いて、食料の保管場所が増やされ、小さいながらもキッチンを用意することができました。ボランティアの方がセカンドハーベストジャパンなどのフードバンクや、近所のパン屋さんから食材を運んでくださり、賞味

期限をメモした付箋を貼って食材を管理する体制が整えられました。年末には、あたたかいスープなどをキッチンで作り、難民の方に食べてもらうこともできました。

しかしコロナ禍が始まり、ボランティアの方にお手伝いいただくことや、キッチンでつくった料理をふるまうことは感染防止の観点からできなくなりました。以前は事務所が開いている時間帯には、難民の方に終日いてももらうことも可能でしたが、相談などが終わったら帰っていただくように変更せざるを得ませんでした。

できる支援に限られる中でJARが取り組んだのが、食料支援を充実させることでした。支援事業部で食料支援を担当するスタッフの西岡は、JARに入職する前に働いていた女性や子どもたちのためのシェルターでも、食を通じた支援の大切さを実感していました。食べることは、単におなかを満たすことではなく、小さい頃から食べ慣れたものを食べれば気持ちが落ち着き、誰かと共に食事をすれば、不安がやわらぐ。そうしたあたり前のあり方に近づけたいと工夫を重ねてきました。

少しでも母国で慣れ親しんでいたものを提供するため、フフヤクススなど主にアフリカの伝統的な主食を購入し、提供するようになりました。こうした食材は、以前は日本では手に入りづらいものでしたが、最近は新大久保にある食材店やインターネットなどで購入できます。エグシ（メロンのような野菜の種）などの珍しい食材を見て、難民の方が「どこで手に入れたの!？」と驚き、喜ぶ姿が見られるようになりました。

栄養面でのバランスも、食料支援の課題の1つでした。長期保存可能な食材は炭水化物に偏りがちで、タンパク質やビタミン、新鮮な野菜や果物が不足してしまいます。ツナやサーディン缶など、これまでの定番食材だけでなく、「魚の水煮缶」や「うずら卵」、常温保存可能な牛乳など、タンパク質が摂れる食材の種類を増やしました。

また、新鮮な野菜や果物を調達するため、食品ロス削減に取り組む団体の「フードバンクTAMA」や困窮した方への食品提供を行う「あじいる」、企業（パルシステム、神戸物産）との提携を進めました。これらの提供元から、

定期的に野菜や果物、ハラル認証食材（イスラム教で食べることが許されていると専門家による保証がされた食材）などの提供を受けられるようになりました。

こうした食材は、事務所でお渡しするだけでなく、遠方に住んでいる、電車に乗るのが不安だ、などの声に対応するため、配送も行っています。

食材を渡す時には、母国ではどんなふうに調理するのか、難民の方との会話がはずみます。生のミニトマトを食べるのはあまり好まれない、大根は意外な地域（国）でも食されていた・・・などスタッフにとって日々様々な発見があります。提供できる野菜の種類が限られていることなど、まだ課題はありますが、難民の方が食材を受け取った時に見せる笑顔に、あらためて食べることの大切さを感じます。

こうした支援は、皆さまからのあたたかいご支援により難民の方々に届けることができます。JARでは引き続き、食を通じて難民の方が少しでも安心し、安らぎを感じてもらえるよう、支援を続けていきます。

## この冬の支援（期間：2021年12月1日～2022年2月28日）

コロナ禍の出口が見えない中、支援の現場では感染対策を徹底しながら、相談を寄せるお一人おひとりの状況を丁寧に聞き取り、目の前の困難やこれから先のことについてご本人とともに対応を考え、必要な支援につなげることを日々続けてきました。

毎年冬は、多くの難民の方にとって慣れない寒さが、より一層辛い季節です。さらに今年も長引くコロナ禍により、もともと不安定な生活を送っていた方々が、知人など支援してくれる周囲の方の失業や減収などにより一層困窮に追い込まれてしまうということが続いています。

光熱費を払えない方や十分な暖房器具がない方、冬服を持たずに日本に逃れてきた方も多いため、少しでも寒さをしのげるようにと、ダウンやセーター、暖かい下着などの防寒着やカイロ、ひざかけなどを事務所でお渡ししたり、必要な方には配送をしました。(\*1)

家族と過ごす時間が恋しくなる人も多い年末年始には、通常お渡ししている食料の他に、ホリデーギフトとして、オリーブオイルやお菓子の他、故郷の味を思い出してもらえる食材やスパイスなどをお渡しすることができました。発送の際は、束の間でもあたたかい気持ちになってもらえるよう、パッケージに手作りのカードを同封したり、手書きのメッセージを添えたりという工夫も行いました。

難民の方々からは医療の相談も日々寄せられています。体調を崩された方には主に無料低額診療事業(\*2)で診てもらえる病院に付き添い、診察をしていただきました。

新型コロナについては、12月には感染の問い合わせは一度落ち着きましたが、オミクロン株の拡大への心配から、ワクチン接種への問い合わせも増えてきており、適切に対応できるよう情報収集を進め、一斉メールによる

### 【この冬の支援実績】

- ・事務所や収容所等での相談件数 **148件**
- ・電話での相談件数 **893件**
- ・シェルター提供人数 **35人**（うち5名期間内に入居）
- ・物資の郵送数 **189個**（支援事業部・定住支援部の支援を含む）

### 【いただいたご支援\*】

- ・ご寄付の総額：**29,977,733円（1,206件）** ※下記を除く
- ・古本でのご寄付（バリューブックス）：**630,844円（219件）**

\*冬の寄付の案内開始（2021年11月18日）から2022年2月28日まで

いただいたご寄付をもとに、難民の方々への直接支援のほか、政策提言や広報活動など、当会の事業全体に取り組んでいます。

案内も行いました。

年末には難民認定を得られた方が花束を持って事務所に来てくださるという、とても嬉しいニュースもありました。「人生で初めて花を買った」と素敵な笑顔で話してください、支援をしてきたスタッフと喜びをともにしました。「難民認定された日が自分の誕生日になった」ともお話しされており、その言葉の重みを感じています。

一方で、日本では難民認定されるべき人がされていないという現状があり、難民の方お一人おひとりへの支援に加え、政策提言、広報活動などを通じて、難民が保護される社会の実現に向けても取り組んでいます。昨年末には、入管庁が公表した資料「現行入管法上の問題点」に対し、問題を指摘して抗議する意見を提出しました。

この冬の活動も全て皆さまからのご支援があってはじめて実施することができています。日頃からの温かいご支援に心より感謝いたします。引き続き、日本に逃れてきた難民の方々へ関心を寄せていただけましたら幸いです。

\*1 防寒具の在庫は十分に確保でき、今年の募集は締切りました。ご協力誠にありがとうございました。

\*2 無料低額診療事業とは、生計困難者が経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、医療機関が無料または低額な料金で診療を行う事業です。

## 【支援事業部：新島彩子】

難民支援協会（JAR）が日々の活動の中で大切にしていることとは何か、スタッフのインタビューでお伝えします。

第1回は、支援事業部マネージャーの新島彩子です。

【支援事業部とは】年間 700 人以上、出身国は 50 か国にわたる難民の方々を支援するJARの活動の中心です。8名のスタッフが在籍し（2022年2月現在）、難民の方一人ひとりへの支援を行っています。



## 日本に逃れた難民への支援で、スタッフが一番大切にしていること

### 日本での難民支援とは？

一はじめにJARの支援事業部ではどのような方々を支援しているのか教えてください。

紛争や人権侵害などの理由で、日本に逃れてきた難民の方々です。地域別では、アフリカ出身の方が6割と多いです。

日本に来た直後から、「難民申請の手続き方法がわからない」「住居や仕事を得る方法がない」といった状況に置かれるので、一人ひとりの相談を慎重に聞き取り、状況に応じて必要な支援を考えます。

難民申請や在留資格などの手続きは複雑で、一人で行うには難しく、支援や助言が必要です。難民申請を支援していただくために弁護士さんの紹介をすることもあります。

他にも、「食料がなくて困っている」「体調を崩したが病院にかかるお金がない」など生活や健康に関わることや、「日本語で何か郵送物が届いたが何かわからないので確認してほしい」「本国に残してきた家族を探してほしい」など、相談内容は多岐に渡ります。

現在はコロナ禍のため電話やメールなどでの対応が増えましたが、顔を合わせてじっくりお話を聞くことを重視しているので、感染防止対策を徹底して、西神田にある事務所で、対面での支援を行っています。

### 自分自身を否定され、傷つけられてきた人たち

一支援する際に大切にしているのはどんなことですか。

難民の方々というのは、たとえば民主化活動をしたことや、性的マイノリティであること、国で禁じられている宗教を信仰していることなど、様々な理由から迫害を受けた経験を持っています。

「自分自身を否定され、傷つけられてきた人たちだ」ということが、接する上での大前提です。

そういう経験のある方々に、安心して自分のことを話してもらおうというのは難しく、信頼してもらえる関係をつ

くることが、何よりもまず大事だと考えています。

信頼関係を築く第一歩は、その方がなぜ国を逃れなければならなかったのか、難民となった理由を私たちスタッフが理解することです。

しかし、難民となった理由は一人ひとり、とても複雑です。たとえば迫害についてよく知られている少数民族の方であったとしても、そのことだけではなく、実はさらに複雑な事情が絡んでいるようなこともあります。知識や経験のあるスタッフでも、簡単に理解できることばかりではありません。初めて相談に来た方には、必ず1時間半から2時間くらいかけて、丁寧に聞き取りをします。

### バイアスを持たず、「個別化」する

一聞き取りをする際には、どういったことに気をつけているのでしょうか。

話を聞く際に心がけているのが、一人ひとりの方を「個別化する」ということです。

馴染みのない言葉かもしれませんが、どういうことかと言うと、出身国、民族、性別など、なにか既存の枠組みを当てはめてその人に接してしまうと、必ずどこかにかけ違いが出てきてしまうんですね。

たとえば、ある程度経験を積んだスタッフだと「この国出身の方だから、きっとこういう背景があるのだろう」とどうしても考えてしまいがちです。しかし、想定していた背景と異なることはありますし、先入観を持って接していることが相手に伝わると、信頼してもらえなくなってしまいます。

話を聞く私たちはまっさらな状態で、どこにもバイアスを持たずに、目の前にいる「その人」を受け入れるという態度が、信頼関係を築く上でとても大切になります。



## ウクライナへのロシアの侵攻により、多くの方が難民となっています。

ウクライナにロシアが侵攻し、多くの方が命の危険から逃れ、難民となっています。

日本政府は3月2日、ウクライナからの避難民を受け入れると表明しました。迅速な受け入れ表明と受け止められています。

一方、現在日本には、様々な国や地域から紛争や迫害を逃れ、難民として保護を求めている人々がいますが、日本の難民認定は厳しく、難民として本来認められるべき人が認められていません。難民申請の結果が出るまでには平均4年以上\*かかり、長い人では10年待つて認定された人もいます。また昨年緊急避難措置が出されたミャンマー\*\*についても、十分に庇護されているわけではない状況があります。JARではアフリカから逃れてきた難民の方々を多く支援していますが、昨年だけでもアフリカの複数の国でクーデターがあり、内戦状態が何年も続いている国もあります。

ウクライナだけでなく、紛争や人権侵害を理由に他の国や地域から逃れた方々も、国際的な基準に沿った難民認定などにより安定した在留資格を付与され、収容や母国への送還のおそれなく、人間としての尊厳を回復し、

安心して暮らしていけることが必要です。

今回ウクライナから避難している方々が、難民条約上の難民に該当するののかという議論もありますが、「武力紛争および暴力の発生する状況から避難した者」も、UNHCRのガイドライン\*\*\*などで難民として定義しうるとされており、各国で難民として認定されています。

同時に、難民として日本に逃れてくる人々にとって、言葉や文化の違いになじみ、働いて生活を成り立たせるのはとても厳しいことです。また難民となった理由である母国での紛争や迫害の状況が、短期間で改善する見通しはないことが想定されます。

日本に受け入れられた人々に対して、長期的な見通しをもって日本で安心して暮らしていけるよう、衣食住の確保や医療へのアクセスをはじめ、日本語学習・子どもの就学などの生活支援、安心して働けるための就労支援等、包括的な定住支援を行うことが必要です。

ウクライナの情勢から難民となった方々に対して、多くの関心が集まっています。引き続き、ウクライナをはじめ、様々な国や地域から日本に逃れてきている難民の方々が適切に保護されるよう声をあげていきます。

\* 一次審査の平均処理期間と審査請求の平均処理期間を足合わせた期間

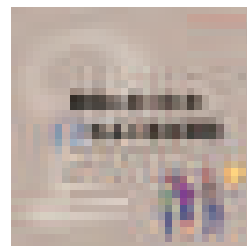
\*\* ミャンマーにおける情勢不安を理由に在留を希望するミャンマー人については、在留や就労を認めることとする措置。また難民認定申請者については、審査を迅速に行い、難民認定されない場合でも、上記と同様に緊急避難措置として、在留や就労を認めるとしている。

\*\*\* 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）「国際的保護に関するガイドライン12：1951年難民の地位に関する条約第1条A（2）および/または1967年難民の地位に関する議定書および難民の地位に関する地域的文書における定義における武力紛争および暴力の発生する状況を背景とした難民申請」

## 「難民にまつわる12のよくある質問」を公開しました。

日本で暮らす難民について、よく聞かれる質問をまとめた「難民にまつわる12のよくある質問」をJARのウェブサイトにて公開し、SNSでも投稿しました。

なぜ日本に逃れてくるのか、なぜ収容される難民がいるのか、難民が増えると治安の悪化につながるのでは？など、日本に逃れた難民について、基礎的なことをまずは知ってもらい、難民に関する漠然とした不安や現実の複雑さを、差別や偏見によることなく考えるきっかけとなればと思います。ぜひご覧ください！



### 『新型コロナウイルスに関して』

JARでは、新型コロナウイルスに関して感染拡大を防止するため、支援している難民の方々に必要な情報を発信するとともに、スタッフにリモートワークを導入するなどの対応をとっています。できる限り難民の方々への支援を維持するように工夫を進めていますが、支援者の方々への対応を含め、業務に影響が出る可能性があります。あらかじめご了承ください。

毎月のご支援が難民の命と未来を支えます

## 難民スペシャルサポーター募集中

1,500円あれば、



難民申請手続きのための交通費を支払えます

3,000円あれば、



路上生活に耐えている難民が宿で一泊休むことができます

5,000円あれば、



成田空港に出向き、とどめ置かれた難民に面会できます

ご支援はこちら

[www.refugee.or.jp/kifu](http://www.refugee.or.jp/kifu)

Tel: 03-5379-6001 (広報部まで)

※ご寄付は、税控除の対象となります。